

富山県立高岡支援学校 学校ボランティア規程

(目的)

第1条 本規程は、学校ボランティア（以下「ボランティア」という。）の権利及び義務並びにボランティアに対する富山県立高岡支援学校（以下「学校」という。）及び高岡支援学校教育後援会（以下「後援会」という。）の責務を明らかにし、学校の教育活動を安全かつ円滑に支える体制を整えることを目的とする。

(主管・責任)

第2条 本規程の主管は後援会とし、学校は受入れ・活動管理・安全管理等の運用について最終責任を負う。

2 学校は、必要に応じて担当者（窓口）を定め、活動の連絡調整、研修、記録等を行う。

(定義)

第3条 本規程においてボランティアとは、学校職員又は後援会員として業務を行う者以外の個人で、学校の教育に賛同し、指導又は支援に協力する意思を有し、本規程に定める方法により登録を行った者をいう。

2 本規程において「学校等」とは、学校及び後援会並びに両組織の役職員及び教職員、在籍児童生徒及び保護者、ボランティアその他の関係者をいう。

(活動の範囲)

第4条 ボランティアの活動は、学校が依頼し、学校職員の指示の下で行うものとする。

2 活動の例は、環境整備、学習協力、生活支援、行事補助、教材・備品の準備、その他学校が必要と認める活動とする。

3 ボランティアは、単独で児童生徒の指導・評価を行わない。また、学校が別に定める安全上の留意事項に反する活動は行わない。

(登録)

第5条 ボランティアになろうとする者は、学校管理職等と面接し、所定の登録票を提出しなければならない。入会金及び年会費等は徴収しない。

2 活動依頼・日程調整等は、電子メール等で行うことを原則とする。

3 学校は登録完了後、ボランティア番号を付し、必要に応じて身分確認を行うとともに、ボランティア活動保険の加入手続きを行う。保険料は後援会が負担する。

4 登録の有効期間は、登録日から当該年度末（3月31日）までとし、翌年度の継続を希望する場合は、学校が定める方法により、連絡先等の更新を含めて継続手続きを行う。

5 学校は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を承認しないことができる。

(1) 学校等に損害を与えるおそれが高いと認められるとき

(2) 学校等の名誉又は信用を著しく失墜させるおそれが高いと認められるとき

(3) その他、学校が適当でないと認めるとき

(ボランティアの権利)

第6条 ボランティアは、次の権利を有する。

(1) 学校の教育活動を支えるため、学校が依頼する活動に参画すること。

(2) 活動に必要な範囲で、学校から説明・助言・研修を受けること。

(3) ボランティアの自発的意思に反して、役職、責任、業務その他の負担（以下「役職等」という。）を強いられないこと（自発的意思に基づき承諾した役職等に附随する負担を除く。）。

(4) 活動に関して、適正な手続により意見・提案を表明すること。

(5) 活動に必要な範囲で、学校の施設・備品を利用すること。

(ボランティアの義務)

第7条 ボランティアは、次の義務を負う。

- (1) 学校の教育目標、教育方針、経営計画及び関係規程並びに学校職員の指示に従うこと。
- (2) 活動中に知り得た学校等の情報を、学校長（又は学校長が指定する者）の許可がある場合を除き、登録中及び登録終了後も漏えいしないこと。
- (3) 学校等の個人情報を、学校長（又は学校長が指定する者）の許可がある場合を除き、学校外に持ち出さないこと。
- (4) 児童生徒等の写真又は動画を撮影し、又は SNS 等インターネット上へ投稿・公開しないこと（学校が別に許可した場合を除く。）。
- (5) 学校等の名誉又は信用を失墜させる行為又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (6) 故意又は重大な過失により学校等に損害を与えた場合は、速やかに学校へ報告し、必要な手続きに協力すること。
- (7) 学校の風紀及び秩序の維持並びに活動後の学校敷地内の美化、整頓に努めること。
- (8) 活動は原則無償とし、交通費等の支給を前提として活動しないこと（学校又は後援会が別に定める場合を除く。）。
- (9) 発熱等の体調不良がある場合は参加を見合わせるなど、適切な健康管理に努めること。
- (10) 政治活動、宗教勧誘、営利目的の勧誘・販売その他学校の教育活動を阻害する行為を行わないこと。

（学校の義務）

第8条 学校は、ボランティアに対し、次の措置を講じる。

- (1) 活動内容、留意事項、連絡方法等について必要な説明を行うこと。
- (2) 研修、助言その他の方法により、活動を支える機会を提供すること。
- (3) 活動が円滑に行える環境を整備すること。
- (4) 活動中の生命、身体及び財産の安全に配慮し、必要な措置を講じること。
- (5) 保険その他の方法により、活動に伴うリスクの軽減を図ること。
- (6) 活動に必要なとなる材料等の経費（学校が必要と認めるもの）を負担すること。

（事故・トラブル時の対応）

第9条 事故、負傷、体調不良、又は児童生徒の安全に関わる事案が生じたときは、ボランティアは速やかに学校職員へ報告し、学校の指示に従う。

2 学校は、必要に応じて関係機関への連絡、保険請求等の手続きを行う。

（登録の抹消・停止）

第10条 ボランティアは、学校に申し出るにより、いつでも登録の抹消を求めることができる。

2 学校は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事実確認を行い、必要に応じて登録を停止し、又は抹消することができる。この場合、可能な範囲で当該ボランティアの説明を聴取する。

- (1) 本規程その他学校の規程に違反したとき
- (2) 学校等に損害を与えたとき、又は与えるおそれが高いとき
- (3) 学校等の名誉又は信用を失墜させる行為があったとき、又はそのおそれが高いとき

3 緊急に児童生徒等の安全確保が必要な場合、学校は直ちに活動を中止させ、暫定的に登録を停止することができる。

（補則）

第11条 本規程に定めのない事項は、学校と後援会が協議の上、後援会役員会において決定する。

2 本規程の改廃は、後援会役員会の議決に基づき、学校長と協議の上で行う。

付則

1 本規程は、令和8年4月1日から施行する。